

堺市役所本庁舎 ESCO 事業 質問回答 (6月26日質問期限)

No.	質問対象	質問内容	回答
1	<p>提案募集要項 (共通仕様書) p.1 (1) 事業内容</p>	<p>「③ 維持管理 本市に対するESCO設備及び既存設備等の維持管理方法の指示及び維持管理状況の確認。」とあります。</p> <p>ESCOサービスの期間におけるESCO設備の維持管理費（点検、整備、調整、消耗品等の交換・補充等に要する費用）については、堺市が全て負担するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>引渡し後の ESCO 設備の維持管理費については、本市が負担します。</p>
2	<p>提案募集要項 (共通仕様書) p.2 (2) 事業者の業務範囲</p>	<p>「② ESCO設備の所有権移転」とあります。</p> <p>本事業の場合は、「省エネルギー改修において検査に合格した当該設備を本市に引き渡す」と同義との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>提案募集要項 (共通仕様書) p.11 6 設計及び工事に関する事項</p>	<p>「（前略）次の国土交通省大臣官房官庁営繕部の最新版の標準仕様書等に準拠するものとし、（後略）」とあります。</p> <p>ESCO事業では、提案募集要項（共通仕様書）の「1 募集の主旨」にあるとおり、「公共施設の設備改修等を効率的かつ効果的に行うため、民間事業者の優れたノウハウを活用できる」ことが重要な要素と考えます。</p> <p>そのため、「準拠するものとし」については、「機能的に同等程度の設計を行うこととし」との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
4	<p>提案募集要項 (共通仕様書) p.16</p> <p>(3) 維持管理に関する事項</p>	<p>「① 事業者は、ESCO設備及び既存設備の維持管理指針を作成し、本市の承諾を得るものとします。」とあります。</p> <p>本事業では、堺市がESCO設備の維持管理（点検、整備、調整、消耗品等の交換・補充等）を行うこととなっており、事業者が実施しない維持管理について維持管理指針を作成することに違和感があります。</p> <p>基本的には、維持管理の受託者が維持管理指針を作成の上、堺市の承諾を得る必要があると考えます。</p> <p>そのため、事業者が作成する維持管理指針については、その作成に関する指示及び助言に関する対応を意味するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者には、ESCO 設備及び既存設備に関して、維持管理指針として主に以下の項目について方針を記載していただく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検、整備、調整、消耗品等の交換・補充等 ・ 本市への指示、助言、確認 <p>なお、既存設備については、ESCO 事業に伴い運転時間等の運用を大幅に変更しない限り、現状の維持管理を継続するものとします。</p> <p>また、事業者が作成した維持管理指針及び維持管理計画については、堺市の責任のもと、維持管理の受託者に遵守させるものとします。</p>
5	<p>提案募集要項 (共通仕様書) p.17</p> <p>(1) 業務の遂行義務</p>	<p>「・ 事業者は、省エネルギー量が目標に満たないことが判明した場合は、必要な対策を実施の上、目標の達成をめざすものとします。対策に要する費用は事業者の負担とします。」とあります。</p> <p>事業者の責によらない事由により、省エネルギー量が目標に達しない場合は、省エネルギー量を補正する対応となります。</p> <p>その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>以下に例示する変動要因により省エネルギー量が目標に満たないことが合理的な根拠をもって示された場合は、目標の達成をめざす必要な対策を不要とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象条件の大幅な変動等の外的要因 ・ ESCO 設備及び既存設備の変更、改修、大幅な運用変更、新規設備の導入 ・ 発注者の指示による運転管理等の大幅な変更 ・ 本施設の利用用途、利用方法、運営時間等の変更
6	<p>提案募集要項 (共通仕様書) p.18</p> <p>b 固定資産税</p>	<p>「固定資産税が発生する場合は、事業者が負担するものとします。」とあります。</p> <p>本事業では、引き渡したESCO設備については、堺市が所有権を持つため、事業者に対して固定資産税は発生しないとの理解です。</p> <p>本事業において事業者が固定資産税を負担するのは、どのような場合が想定されるでしょうか。</p>	<p>本事業では固定資産税の発生を想定しておりません。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
7	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.2 (1) 主な条件</p>	<p>「④ ESCO サービス料の限度額（総額）は、23 億1600 万円（税込み）とします。」とあります。</p> <p>公募前説明会の資料では、省エネルギーサービス期間が5年間で、ESCOサービス料上限額が23億1600万円とありました。</p> <p>提案募集要項の間違いでしょうか。</p>	<p>提案募集要項の記載のとおり、省エネルギーサービスの期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日までの 15 か年です。</p> <p>また、ESCO サービス料の限度額（総額）は、23 億 1600 万円（税込み）です。</p>
8	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.2 (1) 主な条件</p>	<p>「⑦ 本庁舎に対する（中略）優先交渉権者は本市が指定する日までに ZEB認証を取得してください。」とあります。</p> <p>具体的なZEB認証の取得期限を示していただけでしょうか。</p>	<p>ZEB 認証の取得については、令和 7 年 6 月の契約の締結までに行うものとします。</p> <p>ただし、詳細協議の結果、契約の締結までの取得が困難であることが判明した場合は、別途協議の上、ZEB 認証の取得期限を定めるものとします。</p>
9	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.3 (2) その他</p>	<p>「① 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を最大限に活用できる提案としてください。」とあります。</p> <p>事業者の責めに帰すべき事由によらず、交付金の金額が予定より少なくなった場合は、堺市がその不足分を負担するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者（優先交渉権者）の責めに帰すべき事由によらない交付金の減額については、事業者の負担としないものとします。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
10	提案募集要項 (特記仕様書) p.6 (2) 手続き	参加表明から提案書提出までの提出書類において、代表者印等の押印は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、押印は不要です。
11	提案募集要項 (特記仕様書) p.18 (2) 支払方法	<p>「④ 実現した光熱水費削減額が3か年連続で光熱水費削減保証額以上であることが確認できた場合は、後年度も同様の光熱水費削減効果があると推定して、本市と事業者が合意の上、計測・検証を繰り上げて終了できるものとします。計測・検証を繰り上げて終了した場合、以降のESCOサービス料は計測・検証に要する費用を減じます。」とあります。</p> <p>計測・検証繰り上げて終了した場合は、光熱水費削減額の保証も終了との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者が光熱水費削減額の保証をする上で計測・検証を行う必要がある場合は、計測・検証を継続するものとします。</p> <p>なお、実現した光熱水費削減額が 3 か年連続で光熱水費削減保証額以上であることが確認でき、堺市と事業者の双方が合意した場合は、計測・検証の実施内容を変更の上、以降の ESCO サービス料を減じることができるものとします。</p>
12	提案募集要項 (特記仕様書) p.20 2) 金利	<p>「・ 事業者の提案によります。ただし、固定金利とします。」とあります。</p> <p>本事業はギャランティード・セイビングス契約でのESCO事業であるため、当該条件については、本事業に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	本事業では金利の発生を想定しておりません。

No.	質問対象	質問内容	回答
13	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.21</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担</p>	<p>本事業の契約によって生じる損害賠償の範囲については、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まないと理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書に定めのない損害賠償の範囲については、堺市と事業者とが協議して定めます。</p>
14	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.21</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 共通</p>	<p>「第三者賠償：調査・工事による騒音・振動などによる場合」の責任分担については、事業者に「○」があります。</p> <p>事業者の責めに帰すべき事由による場合に限り、事業者が調査・工事による騒音・振動などによる第三者賠償を負担するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
15	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.21</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 共通</p>	<p>「保険：施設の設計・建設における履行保証保険」の責任分担については、事業者に「○」があります。</p> <p>堺市契約規則第30条の2のとおり、事業者が保険会社との間に堺市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
16	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.21</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 共通</p>	<p>「物価：急激なインフレ・デフレ」の責任分担については、堺市と事業者に「○」があります。</p> <p>デフレの場合における事業者の負担とは、ESCOサービス料の減額を指すのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりESCO サービス料が不相当となったときにおけるESCO サービス料の変更を想定しています。</p> <p>その他、デフレによる責任分担については、堺市と事業者とが協議により定めます。</p>
17	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.21</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 共通</p>	<p>「補助金：事業者の指示・判断の不備によるもの」の責任分担については、事業者「○」があります。</p> <p>ここでの補助金は何を想定しているのでしょうか。</p> <p>また、事業者が負担すべき具体的な内容をご教示ください。</p>	<p>ここでの補助金は、事業者（応募者）が提案書に記載した補助金を指します（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金ではありません）。</p> <p>事業者が想定した額の補助金を得られなかった場合は、ESCO サービスの提供にあたり、その額を事業者に負担していただきます。</p>
18	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.21</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 計画設計段階</p>	<p>「不可抗力：天災等による設計変更・中止・延期」の責任分担については、堺市と事業者「○」があります。</p> <p>事業者が負担する費用は、事業者の責めに帰すべき事由により生じたものみの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、不可抗力等による費用負担については、経済産業省資源エネルギー庁が公表している雛形に準じ、限定的な負担（事業者が1/100を負担）であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者の負担の範囲については、堺市と事業者とが協議して定めます。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
19	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.21 表6 予想されるリスクと責任分担 計画設計段階</p>	<p>「資金調達：必要な資金の確保に関すること」の責任分担については、事業者に「○」があります。</p> <p>ここでの資金とは、何を想定しているのでしょうか。</p>	<p>事業者が省エネルギー改修に関する計画及び設計等を行う上で、事業者が必要とする資金を想定しています。</p>
20	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.22 表6 予想されるリスクと責任分担 建設段階</p>	<p>「不可抗力：天災等による設計変更・中止・延期」の責任分担については、堺市と事業者「○」があります。</p> <p>事業者が負担する費用は、事業者の責めに帰すべき事由により生じたものみの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、不可抗力による費用負担については、経済産業省資源エネルギー庁が公表している雛形に準じ、限定的な負担（事業者が1/100を負担）であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書に定めのない事業者の負担の範囲については、堺市と事業者とが協議して定めます。</p> <p>なお、不可抗力により工事現場に搬入済みの工事材料又は引渡し前のESCO設備に損害が生じた場合は、当該損害額（事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）の100分の99に相当する額を本市が負担するものとします。</p> <p>ただし、事業者が保険金を受領した場合には、当該保険金は本市の負担すべき損害に充当するものとし、本市の負担額から当該保険金受領相当額を控除するものとします。</p>
21	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.23 表6 予想されるリスクと責任分担 運転管理・維持管理関連</p>	<p>「不可抗力：天災等によるESCO設備等の損傷」の責任分担については、堺市と事業者「○」があります。</p> <p>本事業はギャランティード・セイビングス契約でのESCO事業であるため、引き渡したESCO設備については、堺市が所有権を持ちます。</p> <p>このため、天災等によるESCO設備等の損傷に関して事業者が負担する費用については、事業者の責めに帰すべき事由によるものに限るとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
22	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.23</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 運転管理・維持管理関連</p>	<p>「維持管理費の上昇：計画変更以外の要因による維持管理費用の増大」の責任分担については、事業者に「○」があります。</p> <p>本事業では堺市がESCO設備の維持管理（点検、整備、調整、消耗品等の交換・補充等）を行うこととなっています。</p> <p>事業者が実施しない維持管理に責任が生じる理由を想定できません。</p> <p>本内容は、事業者が自ら行くと提案した維持管理（点検、整備、調整、消耗品等の交換・補充等）の業務に限るとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者の責めに帰すべき事由により維持管理費が増大した場合は、事業者はその費用を負担していただきます。</p>
23	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.23</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 運転管理・維持管理関連</p>	<p>「ESCO設備の損傷：本市の故意・過失又は本市施設に起因するESCO設備の損傷」の責任分担については、堺市に「○」があります。</p> <p>「ESCO設備の損傷：事業者の故意・過失に起因するESCO設備の損傷」の責任分担については、事業者に「○」があります。</p> <p>第三者によるESCO設備の損傷など、堺市と事業者のいずれの責めに帰すことができない事由によるESCO設備の損傷については、堺市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>堺市と事業者のいずれの責めに帰すことができない事由により ESCO 設備が損傷した場合の復旧又は調整等に要した費用の負担については、堺市と事業者とが協議して定めます。</p>
24	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.23</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 運転管理・維持管理関連</p>	<p>「施設損傷：事業者の故意・過失又はESCO設備に起因する本市施設・設備の損傷」の責任分担については、事業者に「○」があります。</p> <p>事業者の責めに帰すべき事由のある場合に限り、事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
25	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.23</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 運転管理・維持管理関連</p>	<p>「瑕疵担保：ESCO設備に関する瑕疵の担保責任」の責任分担については、事業者に「○」があります。</p> <p>瑕疵担保（契約不適合責任）の期間については、国土交通省の約款における設備機器の契約不適合責任期間（省エネルギーサービスの開始後から1年間）と同様の取扱いでよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書の定めによります。</p>
26	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.23</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 運転管理・維持管理関連</p>	<p>「エネルギー消費量：上記以外の変動要因の場合」の責任分担については、堺市と事業者「○」があります。</p> <p>本内容は、事業者が自ら維持管理（点検、整備、調整、消耗品等の交換・補充等）を行うと提案した設備に限るとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>運転管理に関する不適切な本市への指示など、事業者の責めに帰すべき事由によりエネルギー消費量が増加した場合は、事業者の責任です。</p>
27	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.23</p> <p>表6 予想されるリスクと責任分担 保証</p>	<p>「性能：仕様不適合による施設・設備への損害、本市施設運営・業務への障害」の責任分担については、事業者「○」があります。</p> <p>事業者の責めに帰すべき事由がある場合は、事業者が、施設運営・業務の障害の原因となった施設・設備及びESCO設備等の補修または改修に要する費用を負担する（ただし、二次的損害は免責とする）との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者の責めに帰すべき事由による場合は、施設・設備への損害に加え、本市施設運営・業務への障害についても事業者が分担する責任に含まれます。</p> <p>具体的な負担の範囲については、堺市と事業者とが協議して定めます。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
28	ESCO事業契約書（案）	ESCO事業契約書（案）については、最優秀提案の選定後の詳細協議において、堺市と優先交渉権者との合意のもとに修正することができるとの理解でよろしいでしょうか。	不備がある場合を除き、原則として令和6年6月21日に公表したESCO事業契約書（案）のとおりとします。
29	ESCO事業契約書（案）	ESCOサービス契約書（案）の一部において、シェアード・セイビングス契約でのESCO事業の条件が記載されているように見受けられます。 それらについては、優先交渉権者は堺市と協議の上、本事業の実態に合わせて記載内容を変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	不備がある場合を除き、原則として令和6年6月21日に公表したESCOサービス契約書（案）のとおりとします。
30	別紙1（応募時ベースライン・光熱水費の単価）	「光熱水費の単価 電気（基本）1,755円/kW」とあります。 当該ファイルのシート「エネルギー使用量」に合わせて、小数点以下第1位まで表示させた1,754.5円/kWを提案書の作成に用いるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、光熱水費の単価のうち、「電気（基本）」は「1,754.5円/kW」を用いるものとします。

No.	質問対象	質問内容	回答
31	提案募集要項 (共通仕様書) p.13 (2) 工事施工	<p>「⑨ 事業者は、(中略) アスベスト対策に係る必要な手続きや対策を行うものとします。なお、これに要する費用は本市の負担とします。」とあります。</p> <p>対象施設において、石綿の含有の有無については、過去に堺市にて調査済みであり、事業対象となり得る保温、パッキン類、天井ボード、吹き付け断熱等の箇所については、事業者での再調査は必要無いとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>未調査箇所が事業の対象となった場合、調査費及び調査結果に基づく対処費用等については、別途協議するものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本市が調査済みの部材については、石綿の含有の有無を再調査する必要はありません。</p> <p>石綿の含有の有無に要する費用については、本市と事業者とが協議して定めます。</p> <p>また、石綿の含有の有無に関する本市の調査結果については、優先交渉権者に別途資料を提供します。</p>
32	提案募集要項 (共通仕様書) p.13 (2) 工事施工	<p>「⑩ 事業者は、撤去した安定器内のコンデンサに含まれるPCB含有調査を行うものとします。」とあります。</p> <p>照明器具の安定器及び受電設備のトランス等におけるPCBの含有の有無については、堺市にて調査済みであり、PCBを含有している器具は無いとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>PCBの含有が疑われる器具が発見された際は、製造業者のホームページ等で確認し、含有ありとの結果になった際は、その結果を市に報告するとの認識でよろしいでしょうか。また、堺市にてPCB含有器具に対応していただけるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、対象施設では基本的に PCB を含有している器具はありません。</p> <p>ただし、PCB の含有が疑われる器具が発見された場合は、PCB の含有の有無を調査してください。</p> <p>PCB の調査結果については、PCB の含有の有無に関わらず本市に報告してください。</p> <p>PCB の含有が確認された器具については本市にて対応しますので、撤去後は法律に基づく返納方法にて本市に返却してください。</p>
33	提案募集要項 (共通仕様書) p.13 (2) 工事施工	<p>「⑫ 事業者は、工事施工にあたって、環境（騒音、振動等）に十分に配慮するものとします。」とあります。</p> <p>今回の事業では、施設を運営しながらの工事になると想定しております。</p> <p>施設毎、フロア及び系統毎において、作業時間の制限等の指定はあるのでしょうか。工事費用の積算の際の基準となりますのでご教授ください。</p>	<p>工事施工の作業時間は以下のとおりとします。詳細については工事内容等を踏まえ、堺市と事業者との協議により定めます。</p> <p>① 事務室（会議室、応接室等を含む）及び来庁者の往来がある場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開庁日の夜間（21：00～6：00） ・ 閉庁日（土日祝日）の終日（8：00～翌6：00） <p>② ①以外の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開庁日及び閉庁日（土日祝日）の終日（8：00～翌6：00）

No.	質問対象	質問内容	回答
34	<p>提案募集要項 (共通仕様書) p.11</p> <p>6 設計及び工事に関する事項</p>	<p>「(前略)国土交通省大臣官房官庁営繕部の最新版の標準仕様書等に準拠するもの(後略)」とあります。</p> <p>省エネルギー改修で使用する電線・ケーブル類については、原則として「エコマテリアル」とする必要があるのでしょうか。</p> <p>令和7年6月現在の市場流通において、大阪・関西万博や能登半島地震の影響により、エコマテリアルケーブルの入手が非常に困難な状況が続いています。エコマテリアルケーブルを必須とした場合、工期内に完工しない可能性が考えられます。</p> <p>実際に施工する時期にその様な状況であった場合は、別途協議により、一般ケーブルでの施工を検討していただけたとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>納期遅延又は受注停止により省エネルギー改修の期間内に工事が完了しない可能性が生じた場合の対応については、堺市と事業者とが協議して定めます。</p>
35	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.2</p> <p>(1) 主な条件</p>	<p>「省エネルギー改修の完了後、省エネルギーサービス期間の開始が令和10年4月1日より早くなることを拒みません。」とあります。</p> <p>省エネルギー改修の期間が短い方が、提案審査において評価が高くなるとの認識でよろしいでしょうか(※)。</p> <p>その際は、提案審査評価項目のどの部分で評価されるのでしょうか。</p> <p>※省エネルギー改修の期間が短いほど、光熱水費削減の実現が早まるため。</p>	<p>省エネルギー改修の期間の長短については、提案審査の評価の対象ではありません。</p> <p>提案募集要項に定める省エネルギー改修の期間において、対象施設の運営に支障とならないように留意した施工計画を作成してください。</p>
36	<p>様式</p>	<p>様式の参加表明書等において、押印する箇所が無いように思われます。</p> <p>これらの書類一式については、押印不要(印鑑証明も不要)であるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
37	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.2</p> <p>⑨ 本市負担の維持管理費一覧</p>	<p>「本市が負担することになるESCO 設備に係る維持管理（点検、整備、調整、消耗品等の交換・補充等）の内容と頻度及び維持管理に要する費用を記入してください。」とあります。</p> <p>これには想定外の故障対応費（緊急対応費、修繕費、仮設費等）は含まないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
38	<p>様式9</p>	<p>現状と省エネルギーサービス開始後の維持管理費（点検、整備、調整、消耗品等の交換・補充等に要する費用）を比較して、15年間の総額で後者の維持管理費の方が安価となる場合は、ESCOサービス料から維持管理費の差額を減じて、様式9のESCOサービス料（総額）に記載することができるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ESCO サービス料から維持管理費の差額を減じて記載しないでください。</p> <p>現状と比べて省エネルギーサービス開始後の維持管理費が安価となる場合は、提案募集要項（特記仕様書）p.14に記載のとおり、様式16「本市負担の維持管理費一覧」において、当該維持管理費の差額をマイナスで記入してください。</p>
39	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.20</p> <p>2) 金利</p>	<p>「事業者の提案によります。ただし、固定金利とします。」とあります。</p> <p>本事業はギャランティード・セイビングス契約でのESCO事業であるため、「金利」に関する提案や記入等は一切不要であるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業では金利の発生を想定しておりません。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
40	<p>提案募集要項 (共通仕様書) p.10</p> <p>(5) 契約の締結</p>	<p>「本市は、管理計画書及びESCO事業契約書について優先交渉権者と詳細協議を行い、原則としてESCO事業契約を締結します。」とあります。</p> <p>本事業については、優先交渉権者の通知から契約の締結までの間に有効な基本協定書等を締結する予定はあるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>令和 6 年 6 月現在において、基本協定書等を締結する予定はありません。</p>
41	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.15</p> <p>⑩ SDGsの目標に資する 取組提案書</p>	<p>「SDGsの環境面の目標（目標6、7、12、13、14、15）の達成に資する取組を記入してください。」とあります。</p> <p>例にある「木材の活用（木製ブラインドによる遮光の実施など）」のように、執務室内の意匠性や利便性向上についても、特に制限なく提案することが可能であり、よりよい提案や費用が評価対象になるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>提案に際して、提案募集要項及び提供資料に記載の他は特に制限はありません。</p> <p>提案に際して制限の有無等で不明な点がありましたら、7月29日（月）から7月31日（水）の期間に質問してください。</p> <p>評価項目については、提案審査要領を参照してください。</p>
42	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.16</p> <p>⑳ 市内業者発注予定額一覧</p>	<p>「資材及び工事等について、本市市内業者への発注予定額を記入してください。市内業者には構成員を含む場合は、ESCOサービス料の受取予定額を発注予定額としてください。ESCO事業の履行時に、本市市内業者への発注額が当該発注予定額の合計を下回ってはいけません。」とあります。</p> <p>提案書の提出時に記載した発注予定額については、詳細協議による仕様変更や正式発注の時期等により、大きく変更となることが想定されます。</p> <p>そのため、安全率をかけて（裕度を持たせて）、履行時に発注予定額の合計を下回らない額を記載した方がよろしいでしょうか。</p>	<p>本市市内業者への発注予定額については、ESCO 事業の履行時に下回らないことが見込まれる額を記載してください。</p> <p>なお、本市との詳細協議により省エネルギー改修の内容等が変更となった場合は、提案書の提出時に記載した発注予定額から下回ることを認めるものとします。</p>

No.	質問対象	質問内容	回答
43	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.16</p> <p>⑳ 市内業者発注予定額一覧</p>	<p>「資材及び工事等について、本市市内業者への発注予定額を記入してください。」とあります。</p> <p>事業者（元請け）から数えて、何次請けまでの発注予定額の合計を記載すればよいとの認識でしょうか。</p> <p>また、一次下請け、二次下請け、それぞれへの発注予定額を合算して、予定額として記載する形でよろしいでしょうか。</p>	<p>市内業者への発注予定額については、一次下請けから三次下請けまでの発注予定額を合算して記載できるものとします。</p>
44	<p>提案募集要項 (共通仕様書) p.9</p> <p>表 1 管理計画書の構成</p>	<p>包括的エネルギー管理計画書はESCO事業契約書と一緒に必要なものであるとの認識です。</p> <p>「表 1 管理計画書の構成」に記載の項目については、あくまでも「主な構成」であるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、施工体制台帳（請負契約書等）については、堺市との契約締結時に提示することは不可能であるとの考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>「表 1 管理計画書の構成」については、お見込みのとおり管理計画書に記載していただく項目の主な構成です。</p> <p>契約の締結時に記載することが困難である項目については、別途協議により期限を定めた上で、契約の締結後に作成するものとします。</p>
45	<p>提案募集要項 (特記仕様書) p.15</p> <p>㉑ 計測・検証提案書</p>	<p>「省エネルギー対策の効果に係る計測・検証の計画を記入してください。」とあります。</p> <p>ESCOサービス開始後における照明設備の省エネルギー対策の効果に係る計測・検証については、ESCO事業で一般的な国土交通省の「オプションA」の考え方を活用して問題ないでしょうか。</p>	<p>照明設備の計測・検証にあたっては、国土交通省の「官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル」に記載の「オプション A」の考え方を活用できるものとします。</p>